

岐阜県公報

第二千六十九号
平成二十一年七月三十一日

(金曜日)

目次

告示

- 有害興行の指定 (男女参画青少年課) 五〇七
- 道路の区域変更 (道路維持課) 五〇八
- 道路の供用開始 (同) 五〇九
- 土岐都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 五一〇
- 道路の位置指定の廃止 (建築指導課) 五一〇

選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 五一〇
- 政治団体の異動事項の公表 (同) 五一一
- 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 五一一
- 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 五一一

公示

- 特定非営利活動法人の定款変更認証申請 (環境生活政策課) 五一一
- 落札者等に関する公示 (保健医療課) 五一一
- 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 五一一
- 土地改良区役員の前任及び就任 (飛騨農林事務所) 五一一

告示

岐阜県告示第四百六十八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種類	題名	等	配給会社名
映画	アララフオー離婚妻 くわえて失神	新日本映	オーピー映画
	未亡人家政婦 中出しの四十路	新日本映	新日本映
	新日本映 像 ニューズ 中出しの四十路	新日本映	新日本映
	未亡人家政婦	新日本映	新日本映
	異常交尾 よろめく色情臭	新日本映	オーピー映画
	アドレナリン：ハイン・ホルチー	新日本映	オーピー映画
	魔性しざかり痴女 ～熱肉のいざない～	新日本映	オーピー映画

2 指定年月日

平成21年7月31日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第四百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 南濃 関ヶ原線				前	七・七 七・五	一、〇三三・七	
				後	一〇・五 一七・三	一、〇三三・七	

岐阜県告示第四百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道 美並線				前	六・九 一五・八	四・五・〇	
				後	一〇・六 一五・八	四・五・〇	

岐阜県告示第四百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道 四百十八号				前	七・〇 三三・〇	五・四・〇	
				後	一〇・〇 四〇・〇	五・四・〇	

岐阜県告示第四百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県告示第四百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

県道		川美 濃 邊 線		区 間		別前変区 後更更域		敷地の幅 員（メートル）		延 長 （メートル）		備考
後	前	後	A	前	後	前	後	七・五	八・五	四・二	七・五	
一五・五	一六・五	三・八	四・二	七・五	九・〇	四・五	一八・八	八・五	一八・八	一八・八	四・五	
五五・〇	一六・五	五・七	四・二	八・五	一六・五	一八・八	一八・八	四・五	一八・八	一八・八	四・五	
一五・一	一六・五	三・一	四・二	四・二	一八・八	一八・八	一八・八	四・二	一八・八	一八・八	四・二	

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路	路 線 名		区 間		別前変区 後更更域		敷地の幅 員（メートル）		延 長 （メートル）		備考
関坂	祝	後	前	後	前	後	前	八・五	八・五	二六・〇	二六・〇	
祝	線	三・〇	三・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	二六・〇	三・〇	三・〇	二六・〇	二六・〇	

岐阜県告示第四百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十一年七月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	類の道路	路 線 名		区 間		延 長 （メートル）		供用開始 の 期 日		備 考 （区域又は 決定又は 変更の 年月日 の告示 による）	
高谷	山	後	前	後	前	七・五	七・五	平成 三・七 三	平成 三・七 三	平成 三・七 三	平成 三・七 三
山	線	一五・五	一六・〇	一五・五	一六・〇	七・五	七・五	平成 三・七 三	平成 三・七 三	平成 三・七 三	平成 三・七 三

岐阜県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 施行者の名称

土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

土岐都市計画下水道事業 土岐市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年三月五日から
平成二十八年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第四百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第百二十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置の指定を、中濃建築事務所長が次のとおり廃止したので、岐阜県建築基準法施行

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

川合よしひろ後援会

岐阜県私学教育研究会

代表者の氏名

森田金也

杉山勝久

会責任者の氏名

水村寿美重

佐々木 淳

主たる事務所の所在地

可児市今渡1595 45

岐阜市島原町33

細則（昭和二十六年岐阜県規則第九号）第十二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

位 置	幅員 （メートル）	延 （メートル）	廃止番号	年 月 日
加茂郡川辺町下川辺字東沼一七五番 地内から 同郡同 町同 字田沼三番地 内まで	六〇〇 三・〇〇	五〇〇〇	中建築第一 一四号	平成 三・七・一

（道路の位置を示す図面は、中濃建築事務所において縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

さくらい明後援会	山田 晃 三	大竹 敏 夫	羽島郡岐南町みやまち 1 197
中島けんご後援会	井 上 隆 夫	西 垣 博 文	本巣市春近281
まぶち保彦後援会	長谷川 季 昌	坂 澤 博 光	美濃市段町110 12

岐阜県選挙管理委員会告示第六十七号

岐阜県選挙区法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、岐阜県の国田事務所の候補者が提出されたので、同条第七条の二第一項の規定により、その候補者を次のとおり並びにしよう。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 塚 保 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党春日支部	名 称	自由民主党春日支部	自由民主党春日村支部
	代 表 者	野 原 康 義	川 村 邦 正
	会 計 責 任 者	大久保 為 芳	野 原 康 義
自由民主党久瀬支部	主たる事務所の所在地	揖斐郡揖斐川町春日 六合928	揖斐郡揖斐川町春日 川合1548 4
	代 表 者	高 橋 嘉 明	高 橋 毅
	会 計 責 任 者	杉 本 一 義	高 橋 毅
自由民主党坂内支部	主たる事務所の所在地	揖斐郡揖斐川町日坂 305	揖斐郡揖斐川町乙原 357
	代 表 者	山 口 好 文	中 井 治 美
	会 計 責 任 者	揖斐郡揖斐川町坂内 坂本3442	揖斐郡揖斐川町坂内 広瀬2868

金子一義後援会	国会議員関係政治団体の区分(氏名の候補者の種類及び公職)	第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体
永田 余	余 計 責 任 者	森 岡 基 幸	長谷川 高 志
名古屋税理士会 名古屋連盟多治見支部	代 表 者	小 栗 千 歳	大 塚 文 秀
日本同盟岐阜支部	会 計 責 任 者	稲 垣 貴 仁	森 川 朋 美
日本行政書士会 日本連盟岐阜支部	代 表 者	谷 口 佳 久	田 中 定 之
武藤容治後援会 笠松町支部	代 表 者	大 橋 一 成	佐 藤 広 之
	会 計 責 任 者	大 山 照 子	相 馬 清 美
	代 表 者	星 野 鉄 夫	柳 原 幸 一
	会 計 責 任 者	伊 藤 功	丹 下 忠 彰

岐阜県選挙管理委員会告示第六十八号

岐阜県選挙区法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十七条第一項の規定により、岐阜県の選挙区事務所の候補者が提出されたので、同条第七条の二第一項の規定により、その候補者を次のとおり並びにしよう。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 塚 保 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
有田まゆみといひ町つくろっネット トクニウ	有田恒文	有田まゆみ	加茂郡白川町切井2160	平成21年6月30日			
金子会飛騨連合会	藤山	山下英一	高山市岡本町2 1 6	平成21年6月22日			
高山金子会	北村	山下英一	高山市岡本町2 1 6	平成21年6月22日			
永田会	小林洋志	森岡穂幸	恵那市長島町永田688 1	平成21年3月20日			
丹羽たけおを育てる会	丹羽丈夫	丹羽丈夫	海津市南濃町境1642	平成21年6月15日			

岐阜県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
丹羽 丈夫	海津市議会議員	丹羽たけおを育てる会	海津市南濃町境1642	丹羽 丈夫

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非

営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十一年七月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人こうどスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名 竹田 賢一
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県安八郡神戸町大字神戸二〇二番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、老若男女を問わず、地域住民が気軽にスポーツ活動に参加することができる環境づくりを目標として、スポーツ活動の支援に関する事業を行い、地域住民の健全な心身の保持と「ミッドライフ」をキーワードとすることを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調運物品の名称及び数量 抗インフルエンザウイルス薬 タミフルカプセル75

100カプセル箱 7,300箱

2 契約の相手方を決定した手続 随意契約

3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調運手続の特例を定める政

令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号該当

4 契約の相手方を決定した日 平成21年5月8日

5 契約の相手方の住所及び氏名 東京都北区浮間五丁目5番1号

中外製薬株式会社

営業本部長 中村 直隆

6 契約金額 137,452,140円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県健康福祉部保健医療課

(2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

スーパー三心鏡島本店

岐阜市西庄二丁目五番八 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー市橋店(Aゾーン)

岐阜市市橋二二五 外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

パロー市橋店(Bゾーン)

岐阜市市橋二七一 外

二 意見の概要
意見なし(届出事項 新設)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

ゲンキー養老店

養老郡養老町高田字初花二二九二番一外

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十一年七月三十一日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称)ゲンキー富加店

加茂郡富加町羽生字七条二〇六一外

二 意見の概要
意見なし(届出事項 変更)

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十一年七月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

土地改良区名 退任年月日 役名 氏名 住所

石神土地 平成三・三・三 理事 森下英一 飛驒市神岡町石神 四三二番地

麻務 井田保 同 一四七番地

會計 三井憲雄 同 一五二番地

理事 神田勉 飛驒市神岡町数河 八五一番地二

同 福沢森男 同 一一三番地

同 森腰文雄 同 一六三番地三

同 若田末松 同 一六二番地

同 冲野聡 飛驒市神岡町東町 七二三番地

同 山本克宏 同 九五四番地

代表 藤垣健 飛驒市神岡町数河 四八四番地

監事 増田進一 同 一一〇九番地

監事 増田進一 石神 一一〇九番地

就任した役員

土地改良区名 就任年月日 役名 氏名 住所

石神土地
改良区

平成
二〇
一〇
年
七
月
三
十
一
日

監事	代表 監事	同	同	同	同	同	理事	會計	庶務	理事
三浦修一	松田重三	大角隆	吉中正昭	尾上正幸	尾下利秋	今井孝行	松前壽雄	奥野重幸	沖野聡	森下英一
同	同	飛驒市神岡町東町	同	飛驒市神岡町石神	同	同	同	同	同	飛驒市神岡町石神
数河	石神							数河	東町	
八〇八番地	一四九八番地	六〇一番地三	一六八五番地	一一六七番地	一二六九番地	六九〇番地	八五〇番地一	四九五番地	七二三番地	四三一番地

平成二十一年七月三十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜県文芸社